

入 札 公 告

令和 8 年 6 月 1 8 日

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき、下記により公告する。

下関市長

記

- 1 業務委託名 功山寺公衆便所新築工事地質調査委託業務
- 2 業務実施場所 下関市長府川端一丁目 2 6 1 2 - 3
- 3 業務内容 別紙 1 「特記仕様書 [共通編]」、別紙 2 「特記仕様書（地質調査業務編）」、別紙 3 「特記仕様書（環境編簡易）」、別紙 4 「特記仕様書（個人情報保護編）」別紙 5 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり。
- 4 契約期間 契約締結後 6 0 日間
- 5 入札条件
 - （1）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないものであること。
 - （2）公告日において、下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿の測量・建設コンサルタント部門の「地質調査」に登録があること。
 - （3）下関市内に本社、本店、支店又は事業所を有する業者であること。

- (4) この公告の日から本業務入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱及び措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- (6) 次項に示す入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6 申請方法

別紙6「入札参加資格確認申請書」に、次の(※)に示す書類(1部)を必要に応じて添付し、下関市環境部環境施設課(以下「環境施設課」という。)(郵便番号751-0847下関市古屋町一丁目18番1号 環境部 管理棟1階)に提出のこと。郵送の場合は「一般書留」または「簡易書留」等発送事実を証することができる方法による場合に限り受け付けるが、次項に示す提出期限内に必着のこと。審査の結果は、別紙7「入札参加資格確認通知書」で通知する。

(※)過去2年間において国又は地方公共団体その他公共団体と種類及び規模がほぼ同じ契約を締結し、業務を完了した実績を有することを証する書面。

7 申請書提出期限

令和8年7月3日(金)午後4時30分までとする。

8 質問の方法

本業務に関する質問は、ファクシミリ又は電子メールによること。
なお、発送後は到着確認を行うこと。

FAX 番号：083-252-1956

電子メールアドレス：kksisetu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

質問の期限は、令和8年6月30日（火）午後5時までとする。

質問の回答は、速やかに質問提出者のみに回答する。

9 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年7月10日（金）午後1時30分

(2) 入札場所 下関市リサイクルプラザ管理棟1階 環境施設課

(3) 入札方法 郵便入札

ア 提出方法 書留郵便その他発送事実を証することができる方法による郵送とする。持参、電報、電子メールまたはFAX等によるものは、認めない。入札書を入れる内封筒に、「入札に係る件名」、「入札者名」、「入札者の住所又は所在地」を記載の上、「入札書在中」と表示し封をし、外封筒に入れて、二重封筒により郵送すること。

イ 提出期限 令和8年7月10日（金）午後1時30分必着

ウ 提出場所 〒751-0847

下関市古屋町一丁目18番1号

環境部 管理棟1階 環境施設課

10 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

11 契約保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

1 2 入札の注意事項

- (1) 入札において使用する入札書は、別紙 8 入札書の様式を使用すること。
- (2) 入札金額には、消費税及び地方消費税相当額は含めず正数で明示すること。
- (3) 入札書の日付は開札日を記入すること。
- (4) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (5) 次の入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
 - イ 納付が必要な入札保証金の納付がない者、又はその不足する者がした入札。
 - ウ 金額を訂正した入札書による入札。
 - エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書（入札者が明瞭でない入札書、又は入札価格の判読できない入札書）による入札。
 - オ 競争に際し、不当に金額を引き上げる目的で、明らかに連合したと認められる者のした入札。
 - カ 同一契約の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の入札参加者を代理している者のした入札。
 - キ 入札者の記名・押印のない入札書、又は住所の記載のない入札書による入札。
 - ク 再度入札において、初回入札又は 2 回目の入札における最低入札価格を下回らない金額を記入した入札書による入札。
 - ケ 関係法令やその他入札に関する公告等に掲げる条件に違反した入札。

- (6) 開札をした場合で、契約規則第9条第1号の規定により定め
た予定価格以下の価格の入札がないときは、初回の入札の継続
として、予定価格に達するまで、2回（初回入札を含め3回）
を限度に再度入札を行う。なお、再度入札において、前号ケに
該当し、無効となった入札書を提出した者は、この契約におけ
る再度入札への参加資格を失う。
- (7) 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入
札期日をもって、その効力を失う。
- (8) 入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると
認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (9) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知、又は内容の不明を
理由として、異議を申し立てることはできない。

1.3 落札者の決定

- (1) 入札回数は、3回とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、
入札事務に関係のない下関市職員にくじを引かせることとし、
落札者を決定するものとする。
- (3) 初回入札において落札者が決定せず、再度入札を行う場合は、
再度入札にかかる実施通知、入札書をFAX等で速やかに送付
する。
- (4) 入札執行担当者以外の下関市職員1名以上の立会いのうえ、
開札する。

1.4 入札の結果及び公開

- (1) 落札者が決定したときは、入札参加者全てに対しその旨の通知を
直ちにすものとする。
- (2) 開札後において入札参加者全ての入札金額を公開できるものとす
る。